

名古屋市告示第261号

地方自治法により専決処分した予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和8年6月4日専決処分をした予算の要領を次のとおり公表します。

令和8年6月15日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 令和8年度名古屋市一般会計補正予算（第1号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和 8 年度名古屋市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度名古屋市一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 297,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,696,383,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
14 繰越金		1	297,000	297,001
	1 繰越金	1	297,000	297,001
歳入合計		1,696,086,000	297,000	1,696,383,000

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
6 スポーツ市民費		24,089,517	297,000	24,386,517
	3 スポーツ費	12,513,247	297,000	12,810,247
歳出合計		1,696,086,000	297,000	1,696,383,000